

基幹型

令和7年度多摩市基幹型地域包括支援センター 評価シート

★→多摩市指標 ☆→厚労省指標

資料6-③

※特に指定がない場合、10月31日時点での評価とする。（年度末時点で修正があれば、3月の地域包括支援センター運営協議会で修正する）

※実績があることが条件の評価指標に関しては、具体的な計画（日時、内容、参加者等）が決定している場合は指標の内容を満たしているものとする。

1 組織・運営体制等

1-(1) 組織・運営体制

No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆	1 運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	2 年度ごとのセンターの事業計画策定に当たり、センターと協議を行っているか。	・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	3 センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	・次の内容を紙及びデータ等で共有されている場合指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ①毎年9月1日時点で作成する高齢者見守りリスト ②担当圏域の高齢者人口 ③民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報 ④地域の社会資源に関する情報 ⑤その他ニーズ把握に必要な情報		
★	④ 「多摩市基幹型地域包括支援センター事業実施要綱」に基づいた職員の配置基準を満たしているか。	欠員となった時点から換算して3か月を超える期間配置基準を満たしていない場合は満たしていないものとして取り扱う。		
☆	5 センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	・主催者、研修内容・時間数は問わない。 ・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	6 市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

1-(2) 個人情報の管理

No	市町村指標	留意点	評価根拠	評価
☆ 7	個人情報保護に関する市町村の取り扱い方針をセンターに示しているか。	データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆ 8	個人情報漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★ 9	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

1-(3) 利用者満足度の向上

No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆ 10	苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★ 11	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

2. 個別業務

2-(1) 総合相談支援業務

No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆ 12	市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。	・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさすが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆ 13	センターにおける相談事例の分類方法を定め、相談件数や相談内容の特徴を把握しているか。	・市町村として相談事例の分類方法の統一を図り、相談件簿や相談内容の特徴をデータまたは紙面で把握している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。		
☆ 14	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ※対応例）センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指導、同行訪問、地域ケア会議への参加など		
☆ 15	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	センターからの報告や地域包括支援センターシステム等で相談件数を把握できている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

2-(2) 権利擁護業務

No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆ 16	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆ 17	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆ 18	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆ 19	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆ 20	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。	・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。		
★ 21	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合（市町村においては全センターで行っている場合）に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。		

★	22	運営の実態に合わせて、地域ケア会議の見直しを実施しているか。	必要に応じて地域ケア会議あり方検討委員会等を開催し、地域ケア会議の運営について見直しを行っている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
---	----	--------------------------------	---	--	--

2-(4) 地域ケア会議

No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆	23	地域ケア会議の体系や目的、機能、構成員、スケジュール等の開催計画をセンターや関係機関に示しているか。	・地域ケア会議の体系や目的、機能、構成員、スケジュール等が示された開催計画を、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについてもデータまたは紙面で示し、少なくとも構成員が所属する団体へ周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。スケジュールは、開催頻度等の目安を示している場合も該当する。	
★	24	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知しているか。	・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	25	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	にこにこ・らくらく・ぐっらいふミーティングに必要に応じて参加している場合に満たしているものとして取り扱う。	
☆	26	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行った場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村主催の地域ケア個別会議を設置していない場合でも、センター主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	
☆	27	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	

☆	28	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	29	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	31	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	32	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、市町村主催の地域ケア推進会議で検討することで、政策形成につなげているか。	・地域課題の解決に必要な政策を市町村主催の地域ケア推進会議で検討し、政策形成につなげている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。検討した政策が実施されたかは問わない。		

2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆	33	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する実態を踏まえ、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターと共有しているか。	・予防給付や総合事業の状況、介護予防支援に関する居宅介護支援事業所の認識、介護予防サービス計画作成における課題等の実態を把握し、かつ基本方針を定めてセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載されていること。	
☆	34	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付やサービス・活動事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	

☆	35	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を居宅介護支援事業所に指定または委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターと共有しているか。	・指定や委託の有無にかかわらず、市町村が作成した指針をセンターに対しデータまたは紙面で共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。		
☆	36	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握し、人員配置を見直しているか。	月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・具体的な見直しを実施しない場合も、見直しについて協議し、かつ、その記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。		

3. 事業間連携（社会保障充実分事業）

No	指標	留意点	評価根拠	評価
☆ 37	センターが行う包括的支援事業の充実のために、医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施か、また、どこがかいさいしているかは問わない。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催したものも含む。		
☆ 38	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	・多摩市高齢者在宅療養支援窓口の周知、在宅医療・介護連携推進協議会における取組や成果物等をセンターと共有している場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆ 39	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターとセンターの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といったや情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	・認知症総合支援事業による実施か、また、どこが開催しているかは問わない。 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制がとられている場合にも、項目を満たしているものと指定取り扱う。		
☆ 40	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といったや情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	・生活支援体制整備事業による実施か、また、どこが開催しているかは問わない。 ・生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが連携する体制がとられている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。		

4. 認知症施策の推進

	No	指標	留意点	評価根拠	評価
★	41	認知症ケアパス等、認知症の理解促進ためのツール等を見直し、関係機関等に提供しているか。	少なくとも一年に一回、認知症ケアパス等の内容について関係機関とともに見直しを行い、関係機関等に提供している場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	42	もの忘れ相談事業について、適切に事業を開始することができているか。また受診後のフォローについて認知症地域支援推進員と共有を図っているか。	事前に各関係機関や認知症地域支援推進員と調整し、適切に事業を開始できている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	43	認知症地域支援推進員と連携し、地域課題の把握や施策の方向性について検討、共有を図っているか。	少なくとも8回、認知症地域支援推進員会議を開催し、情報共有ができている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	44	認知症施策について、現状の課題や今後の方針について、関係機関と検討できる体制が整備されているか。	少なくとも年に二回認知症施策推進協議会を開催し、関係機関と情報共有できている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		